

平31労働政策第113号  
令和元年(2019年)5月8日

山口県経営者協会  
会長 楠 正夫 様

山口県商工労働部労働政策課長



山口県移住就業支援事業の創設について

平素から、本県における労働行政の推進につきましては格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、県内の雇用情勢については、有効求人倍率が1.6倍台の高水準で推移するなど、着実に改善が進んでいますが、一方で、若者の首都圏への転出等による人手不足の状況が続いており、若者の県内就職の促進が喫緊の課題となっております。

このため、県では、東京一極集中の是正及び担い手不足対策のため、東京圏から山口県へ移住・就業された方の経済的負担を軽減する「山口県移住就業支援事業」を創設しました。

つきましては、事業開始に先立ち、今月より、「移住支援金の支給対象となる法人」の登録を希望する法人等の募集を開始しましたので、当事業を御承知いただくとともに、関係機関への周知に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、「県内就職促進月間」に伴い、対象となる県内企業約2000社に、別添チラシを送付しておりますので参考までにお知らせします。

労働政策課 雇用・労働企画班  
担当：花屋<sup>はなや</sup>、嬉<sup>うれし</sup> TEL:083-933-3254